

議案第37号

令和7年度 川根本町訪問看護事業特別会計予算

令和7年度川根本町の訪問看護事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

1,000千円と定める。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

令和7年3月4日提出

川根本町長 藺田 靖邦

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		13,983
	1 介護給付費収入	8,566
	2 予防給付費収入	1,095
	3 医療給付費収入	2,273
	4 利用者負担金収入	2,049
2 繰入金		9,214
	1 一般会計繰入金	9,214
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		23,200

（ 歳出 ） （ 単位：千円 ）

款	項	金 額
1 サービス事業費		23,200
	1 居宅サービス事業費	23,200
歳 出 合 計		23,200

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 由	期 間	限 度 額
訪問看護ステーション車両借上げ（再々リース）	令和 9 年度	600 千円

